

平成29年度家庭ごみの出し方 (ごみ収集カレンダー)を配布します

「平成29年度家庭ごみの出し方」を3月中旬に区(自治会)を通じて、各家庭に配布する予定です。ごみの分別方法などの確認をお願いします。

なお、区(自治会)に加入していない方は、地域づくり課環境対策班

〒0475(70)0386

狂犬病予防法に基づく 飼い犬の登録と狂犬病予防注射

生後91日以上の犬を飼っている方は、狂犬病予防法により、生涯に1回の飼い犬の登録と、1年に1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。

登録がお済みでない方、狂犬病予防注射を受けさせていない方は、次のとおり手続きを行ってください(それぞれ所定の手数料が必要です)。

また、飼い主が変わった場合や、住所が変更になった場合など、届出事項に変更が生じたときや、飼い犬が死亡したときは、登録事項変更の届出や登録抹消の届出が必要となります。

◇飼い犬を新規に登録するとき

犬の生涯に1度だけの手続きです。生後91日以上経ちましたら、地域づくり課窓口にて、「犬の登録申請書」を提出して、「鑑札」の交付手続きを行ってください。

◇狂犬病予防注射を受けたとき

1年に1回必要な手続きです。かかりつけの動物病院などで狂犬病予防注射を受けて、



浄化槽の設置と維持管理

▼浄化槽を設置する前に別表の届出が必要
▼設置工事は専門の業者に頼みましょう
▼千葉県に登録または届出を行った専門の業者に設置工事を頼みましょう。

発行される「注射済証」をお持ちの上、地域づくり課窓口にて「注射済票交付申請書」を提出して、「注射済票」の交付手続きを行ってください

(狂犬病予防注射は平成29年3月2日以降に接種すると、平成29年度の注射済票を交付します)。

◇手数料

- 犬の登録手数料
1頭につき3,000円
- 注射済票交付手数料
1件につき550円
- 鑑札再交付手数料
1件につき1,600円
- 注射済票再交付手数料
1件につき340円

◇飼い犬が死亡したときなど

飼い犬が死亡したときは、亡くなった犬の「鑑札」をお持ちの上、地域づくり課窓口にて「犬の登録抹消届」を提出してください。

飼い主が変わったときや、住所変更があったときなどは、

地域づくり課環境対策班
〒0475(70)0386

環境全課
〒0475(55)3862
補助金の申請
地域づくり課
〒0475(70)0386

▼悪臭や水質汚濁を防ぎ、快適な周辺環境を維持するために、次の取り組みをお願いします
①法令に基づく保守点検が必要
●千葉県に登録した専門の業者に保守点検を頼みましょう。
●保守点検後作成された報告書(保守点検記録票)は3年間保存しなければなりません。
②法令に基づく定期的な清掃が必要
●山武郡市広域行政組合管理者の許可を受けた業者へ年1回以上清掃を頼みましょう。
③法定検査が必要
●浄化槽の設置工事や保守点検および清掃が適正に行われているか、県の指定検査機関(公社)千葉県浄化槽検査センター)が検査します。
●使用開始後3か月、8か月の間に第7条に基づく検査を受けなければなりません。
●第7条検査受検後、第11条に基づく検査を毎年受けなければなりません。

◆相談・連絡先
●人槽算定の相談
山武土木事務所建築宅地課
〒0475(54)1133
●各書類の提出先
山武地域振興事務所地域環

<別表>

届出の種類	提出時期等
浄化槽設置(建築確認を伴う)	建築確認審査機関等へ提出する書類に含まれています。
浄化槽設置(建築確認を伴わない)	着工予定日の12日以上前に設置届等を提出
浄化槽使用開始報告書	使用開始後30日以内に提出。郵送可
浄化槽使用廃止届	廃止後30日以内に提出。郵送可
浄化槽管理者変更報告書	管理者(持ち主)が変わってから30日以内に提出。郵送可

※補助金については、必ず事前に問い合わせください

野焼きをしてはいけません

適切な焼却設備を用いずにごみを燃やすことは野焼きと呼ばれ、法律で禁止されています。ドラム缶を用いて焼却したり、地面に穴を掘って焼却することも野焼きにあたり、懲役・罰金等の処罰の対象となります。

芝焼き、お焚き上げ、軽微な焚き火、農林漁業等の運営上やむを得ない場合など、例外的に野焼きが認められる場合があります。

野焼きは行わないようにするために、廃棄物は適切に処理し、野焼きは行わないようにしましょう。

地域づくり課環境対策班
〒0475(70)0386

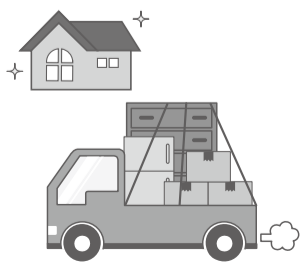
引っ越しの際には手続きを忘れずに し尿のくみ取り

引っ越し等によりお住まいが変更になり、くみ取り式トイレを利用する方、また、利用しなくなる方は、くみ取り作業に係る申請手続きが必要になります。

※住民票の転入・転出・転居の届出だけでは、自動的に加入や取り消しになりません。
必ず手続きをお願いします。
手続きは、印かんをお持ちのうえ、地域づくり課で行ってください。

〔手続きを忘れた場合〕
●くみ取りが必要になっても、申請手続きをされた後にくみ取り作業が行われ、料金が発生する場合があります。

山武郡市広域行政組合環境衛生課料金係
〒0475(54)0531



廃消火器のリサイクル

廃消火器は市および東金市外三市町環境クリーンセンターでは収集できません。消火器リサイクルシステムにより適正処理をお願いします。

◆廃消火器の処分方法
廃消火器の処分は、(一社)日本消火器工業会が地域の販売代理店等と協力して行っています。詳細は、お近くの取扱窓口へ問い合わせください。
関東消火器リサイクル推進センターリサイクル窓口案内
〒03(5829)6773

不法投棄監視員に感謝状 第16回千葉県廃棄物適正処理推進大会

不法投棄監視員としての長年の功労を称え、第16回千葉県廃棄物適正処理推進大会において、次の方に感謝状が贈られました。



千葉県知事感謝状
馬場 信輔氏(みずほ台)



千葉県環境生活部長感謝状
江口 春男氏(小西)

地域づくり課環境対策班 〒0475(70)0386

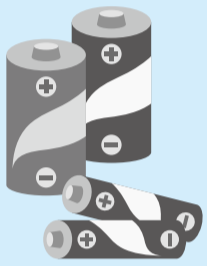
お忘れなく 3月は使用済み乾電池の 収集月です

各地区で指定された収集日の朝8時までに中身の見える袋に入れて集積所に出してください。

指定日以外は市役所、保健文化センター、中央公民館、中部コミュニティセンター、白里出張所、農村ふれあいセンターやまべの郷に設置している回収ボックスをご利用ください。

なお、ボタン型乾電池、充電式ニカド電池やバッテリーは販売店等に引き取ってもらってください。

地域づくり課環境対策班
〒0475(70)0386



ごみは朝8時までに 集積所に出しましょう



ごみ回収車の巡回時間は、当日の天候やごみの量により変わることがあります。回収車の巡回後に出されたごみは収集できませんので、ごみは必ず朝8時までに集積所に出してください。

地域づくり課環境対策班
〒0475(70)0386